8　年次検査又は中間検査が第六規則に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

.1　証書に示された検査基準日については、裏書をすることにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。

.2　第六規則1の規定によつて要求されるその後の年次検査又は中間検査については、新たな検査基準日を用い、同規則に規定する間隔で完了するものとする。

.3　証書の有効期間の満了の日については、第六規則1に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査又は中間検査が適宜行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

9　第七規則及び第八規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

.1　第六規則1に規定する期間内に検査が完了しない場合

.2　証書が第六規則1.3又は1.4の規定に従つて裏書がされない場合

.3　船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新証書は、これを発給する政府が当該船舶が第六規則1.1及び4.2に定める要件に適合していると認めた場合にのみ発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であつた締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

第十一規則　操作の要件に係る寄港国による監督

1　他の締約国の港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長又は乗組員が油による汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員が行う監督に服する。

2　締約国は、1に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

3　条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十一規則について適用する。

4　この第十一規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

第三章　すべての船舶の機関区域についての要件

A部　建造

第十二規則　油性残留物（スラッジ）のためのタンク

1　総トン数四百トン以上の船舶には、この附属書の定めるところにより他の方法で処理することができない油性残留物（例えば、燃料油及び潤滑油の浄化並びに機関区域における油の漏出から生ずるもの）を受け入れるため、船舶の機関の型式及び航海の期間を考慮した上、十分な容量のタンクを備える。

2　スラッジ・タンクへの及びスラッジ・タンクからの管系は、第十三規則に規定する標準排出連結具を除くほか、船外に直結するものであつてはならない。

3　第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡された船舶においては、油性残留物のタンクは、その浄化及び受入施設への油性残留物の排出を容易にするように設計し、造る。第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡された船舶は、合理的かつ実行可能である限り、この要件に適合するものとする。

第十三規則　標準排出連結具

船舶の機関区域及びスラッジ・タンクのビルジの排出管と受入施設の管との連結を可能にするため、両方の管には、次の表に定める標準排出連結具を取り付ける。

排出連結具用フランジの標準寸法

項目	寸法
外径	二一五ミリメートル
内径	管の外径に応じたもの
ボルト円の径	一八三ミリメートル
フランジの溝	径二二ミリメートルの六の穴をボルト円上に等間隔に配置し、フランジの外縁まで溝をつける。溝の幅は、二二ミリメートルとする。
フランジの厚さ	二〇メートル
ボルト及びナットの数及び径	径二〇ミリメートルの適当な長さのもの六組

フランジは、最大一二五ミリメートルの内径の管に取り付けることができるよう設計するものとし、綱その他これと同等の材料を使用し、かつ、平らな面を持つものでなければならない。フランジは、防油材料製のガスケットを付けた場合に一平方センチメートル当たり六キログラムの使用圧力に耐え得るものでなければならない。

B部　設備

第十四規則　油除去装置

1　3に規定する場合を除くほか、総トン数四百トン以上一万トン未満の船舶は、6の規定に適合する油除去装置を備える。第十六規則2の規定に基づき燃料油タンクに保留したバラスト水を海洋に排出することができるいずれの船舶も、2の規定に適合するものとする。

2　3に規定する場合を除くほか、総トン数一万トン以上の船舶は、7の規定に適合する油除去装置を備える。

3　ホテル船、貯蔵船等の船舶であつて、貨物を運送しない移動航海の場合以外は固定されているものは、油除去装置を備えることを必要としない。このような船舶は、船内の油性ビルジ水を保留するために適当な容量を有していると主管庁の認める貯留タンクを備える。すべての油性ビルジ水は、受入施設へのその後の排出のために船内に保留する。

4　主管庁は、総トン数四百トン未満の船舶が、実行可能な限り、油若しくは油性混合物を船内に保留し、又は第十五規則6に定める要件に従つて排出するための設備を有していることを確保する。

5　主管庁は、次のものについては、1及び2の要件を免除することができる。

.1　特別海域内の航海に専ら従事する船舶

.2　国際高速船安全コードに基づき認証された船舶（又は大きさ及び設計について同コードの範囲内にある船舶）であつて、往復で二十四時間を超えない定期業務に従事するもの並びに旅客及び貨物を運送しない移動航海も対象とするもの

.3　5.1及び5.2の規定に関しては、次の条件を満たすこと。

.1　船舶が、船内の油性ビルジ水を保留するために適当な容量を有していると主管庁の認める貯留タンクを備えていること。

.2　すべての油性ビルジ水を、受入施設へのその後の排出のために船内に保留していること。

.3　主管庁は、適当な受入施設が船舶の寄港する十分な数の港又は係留施設において油性混合物を受け入れることができることを決定したこと。

.4　必要なときは、船舶が特別海域内の航海に専ら従事するか又はこの規則の適用上高速船と認められたものであり、かつ、当該船舶の業務が特定されているか証書に裏書がされていること。

.5　排出の量、時刻及び港が油記録簿第一部に記録されていること。